



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次	（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 規則			
* 40	和歌山県財務規則の一部を改正する規則	（会計課）	1
○ 訓令			
* 18	和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令	（総務事務集中課）	4
* 19	和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令	（ " ）	5

規 則

和歌山県規則第40号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県財務規則の一部を改正する規則
和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（収納の手続） 第28条 出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。 (1)～(3) 略 (4) 略 (5)～(9) 略 (10) 個人使用に係る近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館の入場料（第4号に掲げる歳入金を除く。） (11) 近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館において販売する図録等の代金（第4号に掲げる歳入金を除く。）	（収納の手続） 第28条 <u>指定金融機関等</u>、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、<u>収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金</u> (5) 略 (6) <u>和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第68条第4項の規定により納付される自動車税の環境性能割の徴収金</u> (7) <u>和歌山県税条例第73条の8の2の規定による徴収の方法により納付される自動車税の種別割の徴収金</u> (8)～(12) 略 (13) 個人使用に係る近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館の入場料（第5号に掲げる歳入金を除く。） (14) 近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館において販売する図録等の代金（第5号に掲げる歳入金を除く。） (15) <u>自動車保管場所申請手数料（和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料をいう。以下同じ。）及び自動車保管場所</u>

2～4 略

5 指定金融機関等は、歳入金を収納したとき若しくは第3項又は第31条第1項の規定により歳入金の払込みを受けたときは、領収証書を納入者又は払込者に交付するとともに、歳入金の収納の場合にあっては収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。

- (1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金
- (2) 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第68条第4項の規定により納付される自動車税の環境性能割の徴収金
- (3) 和歌山県税条例第73条の8の2の規定による徴収の方法により納付される自動車税の種別割の徴収金
- (4) 自動車保管場所申請手数料（和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料をいう。以下同じ。）

6 略

（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等）

第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料を収納することができる。

2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

- (1) 略
- (2) 自動車保管場所申請手数料

（収入済額報告書の作成及び送付）

第45条 略

2 警察本部の出納員は、毎月、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項に規定する放置違反金等及び自動車保管場所申請手数料の収入に係る前月分の収入済額報告書を作成し、その月の20日までにこれを会計課の出納員に送付しなければならない。

（資金前渡）

第59条 略

2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲

標章交付手数料（同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）をいう。以下同じ。）

2～4 略

5 指定金融機関等は、第3項及び第31条第1項の規定により歳入金の払込みを受けたときは、領収証書を交付しなければならない。

6 略

（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等）

第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料を収納することができる。

2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

- (1) 略
- (2) 自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料

（収入済額報告書の作成及び送付）

第45条 略

2 警察本部の出納員は、毎月、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項に規定する放置違反金等、自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収入に係る前月分の収入済額報告書を作成し、その月の20日までにこれを会計課の出納員に送付しなければならない。

（資金前渡）

第59条 略

2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲

げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

(1)～(21) 略

(22) つり銭用資金の両替等に係る経費 毎3月分以内の予定額

(23)～(25) 略

(26) 秘書課及び東京事務所における即時に現金支払をしなければならないタクシーの運賃及び料金 毎3月分以内の予定額

(27) 会場使用料（会場の附属設備の使用料を含む。以下同じ。） 毎3月分以内の予定額

（概算払）

第62条 次の各号に掲げる経費については、令第162条第6号の規定に基づき、概算払をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 委託に要する経費

(4) 略

（戻入の手続）

第78条 支出決定権者は、次の各号に掲げる戻入の手続については、当該各号に定める収入の手続の例により行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前金払をした場合の精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 前金払に係る行為の履行を証する書類による収入の手続

(4)・(5) 略

（検査調書等の作成及び省略）

第97条 略

2 前項ただし書の規定により検査調書又は検収調書の作成を省略した場合において、前項第2号に掲げる契約に係る場合を除くほか、当該検査をした職員は、支出票又は請求書、精算票等へ検査した年月日、職名及び氏名を記載し、又は記録しなければならない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、集中調達物品の調達に係る経費（契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。）のうち、物品・役務電子調達システム（県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手続及び物品の管理を行うシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用するものについては、検査調書又は検収調書の作成を省略することができる。この場合において、当該検査をした職員は、物品・役務電子調達システムに検査した年月日、職名及び氏名を記録しなければならない。

（随意契約の限度額）

第108条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 400万円

(2) 財産の買入れ 300万円

(3) 物件の借入れ 150万円

(4) 財産の売払い 100万円

げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

(1)～(21) 略

(22) つり銭用資金の両替に係る経費 毎3月分以内の予定額

(23)～(25) 略

(26) 東京事務所における即時に現金支払をしなければならないタクシーの運賃及び料金 毎3月分以内の予定額

（概算払）

第62条 次の各号に掲げる経費については、令第162条第6号の規定に基づき、概算払をすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 法令に基づく委託に要する経費

(4) 略

（戻入の手続）

第78条 支出決定権者は、次の各号に掲げる戻入の手続については、当該各号に定める収入の手続の例により行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前金払をした場合の精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 前金払確認票による収入の手続

(4)・(5) 略

（検査調書等の作成及び省略）

第97条 略

2 前項ただし書の規定により検査調書又は検収調書の作成を省略した場合において、前項第2号に掲げる契約に係る場合を除くほか、当該検査をした職員は、支出票又は請求書、精算票等へ検査した年月日、職名及び氏名を記載し、かつ、押印しなければならない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、集中調達物品の調達に係る経費（契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。）のうち、物品・役務電子調達システム（県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手続及び物品の管理を行うシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用するものについては、検査調書又は検収調書の作成を省略することができる。この場合において、当該検査をした職員は、物品・役務電子調達システムに検査した年月日、職名及び氏名を登録しなければならない。

（随意契約の限度額）

第108条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250万円

(2) 財産の買入れ 160万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け <u>50万円</u>	(5) 物件の貸付け <u>30万円</u>
(6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>200万円</u>	(6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100万円</u>

別表第2の役務費の部中「並びに」を「、」に改め、「場合のもの」の次に「並びに道路交通法第51条の2第2項及び第51条の5第2項の規定に基づく照会に要する経費、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会に要する経費、地方税法第15条の2第5項、第20条の11及び第144条の11第1項の規定に基づく調査に要する経費並びに国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定の例により行う調査に要する経費」を加え、使用料及び賃借料の部中「（会場の附属設備の使用料を含む。）」を削り、同表の備考2中「除く。）」の次に「及び第109条の規定により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものに係る経費」を加える。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知が警察署長により行われた場合における自動車保管場所標章交付手数料に係る指定金融機関等による収納の手続については、なお従前の例による。

訓 令

和歌山県訓令第18号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第14条関係） 重要物品表		別表（第14条関係） 重要物品表	
分類	基準	分類	基準
略船舶	略 総トン数20トン未満の船舶で価格 <u>300万円</u> 以上のもの	略船舶	略 総トン数20トン未満の船舶で価格 <u>100万円</u> 以上のもの
建設機械	価格 <u>300万円</u> 以上	建設機械	価格 <u>100万円</u> 以上
産業機械	価格 <u>300万円</u> 以上	産業機械	価格 <u>100万円</u> 以上
電気機械	価格 <u>300万円</u> 以上	電気機械	価格 <u>100万円</u> 以上
医療器械	価格 <u>300万円</u> 以上	医療器械	価格 <u>100万円</u> 以上
試験測定機	価格 <u>300万円</u> 以上	試験測定機	価格 <u>100万円</u> 以上
その他	価格 <u>300万円</u> 以上の機械器具及びその他の物品	その他	価格 <u>100万円</u> 以上の機械器具及びその他の物品

備考 略

備考 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第19号

庁 中 一 般
各 か い
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考3中「160万円」を「300万円」に、「250万円」を「400万円」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第6条関係）

入 札 等 結 果 通 知 書

年 月 日

様

（公印省略）

依頼のあった下記の入札等を執行したので結果を通知します。

発注番号		01		
集中調達機関			所 属	
歳出科目等				
調達額(税込)		調達予定額(税込)		
納入業者	債権債務者登録番号 住 所 氏 名			

No.	品名・規格・数量・単称	単価(税抜)	金額(税抜)	税率		
				消費税		
計(税抜)			消費税		合計(税込)	

契約方法		契約に関する書類	
契約保証金		納入場所	
納入期限	年 月 日		
備考			

別記第4号様式中「職氏名

㊦」を「職氏名

」に改める。

別記第7号様式中「職氏名

㊦」を「職氏名

」に改める。

別記第10号様式中「確認者職氏名

㊦」を「確認者職氏

名

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。